

経過報告

新居浜市・別子山村合併協議会設立までの経緯

年 月 日	内 容
平成13年	
1月22日	・別子山村長が新居浜市を訪れ、合併について会談する。
1月29日	・別子山村議会議員が新居浜市議会を訪問し懇談する。
2月 8日	・別子山村臨時議会において、全会一致で新居浜市との合併を選択する旨議決する。
1 5日	・別子山村長が新居浜市を訪れ、村民の意志として合併相手を新居浜市に選択した旨を伝える。
4月12日	・新居浜市議会会派代表が別子山村を訪問し懇談する。
10月 9日	・新居浜市議会議員24人が、別子山村議会を訪問し、懇談する。
12月 4日	・新居浜市議会議員全員協議会において、別子山村との合併を前提として、法定の合併協議会設置に向けて、作業に入る旨を確認する。
12月 6日	・新居浜市長、市議会議長が別子山村を訪問し、法定合併協議会設置を含めて、合併に向けて取り組むことを報告する。
平成14年	
1月11日	・第1回合併協議会設立準備会開催
1月22日	・第2回合併協議会設立準備会開催
2月 8日	・第3回合併協議会設立準備会開催
3月25日	・新居浜市、別子山村それぞれの議会において、合併協議会設置議案議決
4月 1日	・新居浜市・別子山村合併協議会設置 ・愛媛県における合併重点支援地域に指定

協議書の報告

新居浜市・別子山村合併協議会規約に関する協議書

新居浜市長及び別子山村長（以下「両市村の長」という。）は、新居浜市・別子山村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する両市村の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- 1 規約第6条第1項（会長及び副会長）
- 2 規約第7条第1項第5号及び第7号（委員）
- 3 規約第12条（事務局）
- 4 規約第14条（経費）

協議して定めた事項

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について
会長には、新居浜市長 佐々木 龍を選任する。
副会長には、別子山村長 和田 秋廣を選任する。
- 2 規約第7条第1項第5号及び第7号に規定する学識経験を有する者及び協議により定めた者について
(1) 規約第7条第1項第5号に規定する学識経験を有する者
新居浜工業高等専門学校 校長 水野 豊
愛媛県西条地方局長 渡部 綏彦
(2) 規約第7条第1項第7号に規定する協議により定めた者
新居浜市 企画調整部長 鈴木 暉三弘
別子山村 経済課長 福本 成臣
- 3 規約第12条に規定する協議会の事務に従事する職員について

所 属 団 体	氏 名
新 居 浜 市	神野 師算
"	寺村 伸治
"	石井 公博
別 子 山 村	石田 敬司
"	和田 仲吉
- 4 規約第14条に規定する協議会に要する経費の負担について
新居浜市 850万円 別子山村 650万円

5 協議内容等の変更について

協議内容等の変更が生じたときは別に協議を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成14年4月1日

新居浜市長 佐々木 龍

別子山村長 和田 秋 廣

報告第1号

新居浜市・別子山村合併協議会規約について

新居浜市・別子山村合併協議会規約を別紙のとおり報告する。

平成14年4月22日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

新居浜市・別子山村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 新居浜市及び別子山村(以下「両市村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、新居浜市・別子山村合併協議会とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市村の合併に関し必要な事項
(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市村に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市村の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 3 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市村の長及び助役
- (2) 両市村の議会の議長及び副議長
- (3) 新居浜市の議会において、その議員のうちから選出した者 8人
- (4) 別子山村の議会において、その議員のうちから選出した者 2人
- (5) 両市村の長が協議して定めた学識経験を有する者 2人
- (6) 両市村の長がそれぞれ定めた学識経験を有する者 6人
- (7) 両市村の職員のうちから両市村の長が協議して定めた者 2人

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第10条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第12条 協議会の事務に従事する職員は、両市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、両市村が協議して負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、両市村の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市村の例により会長が定める。

(費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める費用弁償の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

報告第 2 号

新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程について

新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程を別紙のとおり報告する。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、新居浜市・別子山村合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、新居浜市・別子山村合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、両市村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	新 居 浜 市	別 子 山 村
幹 事 長	新居浜市助役	
副幹事長		別子山村助役
幹 事	企画調整部長 財務部長	経済課長 総務課長

報告第3号

新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置規程について

新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置規程を別紙のとおり報告する。

平成14年4月22日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、新居浜市・別子山村合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、新居浜市・別子山村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市村の担当部門が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	新 居 浜 市	別 子 山 村
総務部会	企画調整部長 財務部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 消防長 出納室長	総務課長 議会事務局長 選挙管理委員会書記長
教育福祉部会	保健福祉部長 教育委員会事務局長	総務課長 教育委員会事務局教育総務係長
産業環境部会	市民環境部長 産業振興部長 農業委員会事務局長	総務課長 経済課長 農業委員会事務局長
都市建設部会	都市開発部長 下水道部長 港務局長 水道局長	総務課長 経済課長

報告第4号

新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程について

新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程を別紙のとおり報告する。

平成14年4月22日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市・別子山村合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 新居浜市・別子山村合併協議会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたとき、その職務の代理を行う。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 協議会に関する規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに旅行命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書等の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する市村の例による。ただし、文書の發文記号については「新

別合」とする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理人印及び事務局長印とし、公印名、形状、寸法、使用区分、公印を管守すべき者(以下「管守者」という。)及び個数は別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、会長の属する市村の例による。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市村の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与等については、それぞれの派遣する市村の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市村の例により協議会が支給する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班名	分掌事務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る史料の編纂に関すること。 6 人事に関すること。 7 費用弁償支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 財産の取扱いに関すること。 13 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 14 地方税の取扱いに関すること。 15 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 16 特別職の身分の取扱いに関すること。 17 条例、規則等の取扱いに関すること。 18 事務組織及び機構の取扱いに関すること。 19 一部事務組合等の取扱いに関すること。 20 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 21 公共的団体等の取扱いに関すること。 22 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 23 町名、字名の取扱いに関すること。 24 慣行の取扱いに関すること。 25 その他総務関係に関すること。 26 その他他の班に属さないこと。
計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 2 条例、規則等の取扱いに関すること。 3 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 4 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 5 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 6 介護保険事業の取扱いに関すること。 7 消防団の取扱いに関すること。 8 その他教育福祉、産業環境及び都市建設に関すること。

別表第2（第9条関係）

名称	様式	書体	寸法	使用区分	管守者	個数
新居浜市・別子山村合併協議会長印	新居浜市 別子山村 合併協議 会長の印	てん書	方21mm	会長名をもつてする文書	事務局長	1
新居浜市・別子山村合併協議会長職務代理人印	新居浜市別子山村合併協議会長職務代理人印	てん書	方21mm	会長職務代理人名をもってする文書	事務局長	1
新居浜市・別子山村合併協議会事務局長印	新居浜市別子山村合併協議会事務局長印	てん書	方18mm	事務局長名をもってする文書	事務局長	1

報告第5号

新居浜市・別子山村合併協議会財務規程について

新居浜市・別子山村合併協議会財務規程を別紙のとおり報告する。

平成14年4月22日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

新居浜市・別子山村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、新居浜市・別子山村合併協議会規約第16条の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、新居浜市・別子山村合併協議会規約第14条の規定に基づく新居浜市及び別子山村の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、予算を調整し、第1回協議会において議決を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算を協議会の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに両市村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、会計年度終了後2箇月以内に協議会の決算を調整し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを両

市村長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、会長の属する市村の例によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は会長の属する市村の例によりこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 国県補助金	1 国県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 運営費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費

別紙資料 1

財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事 項 区 分	備 考
1	第 5 条第 2 項	現金預入金融機関	別に定める	別紙資料 2 案のと おり
2	第 6 条第 1 項	協議会出納員	別に定める	
3	第 9 条第 2 項	その他の出納管理帳簿	詳細未定事項	

別紙資料 2

1 新居浜市・別子山村合併協議会の現金預入金融機関について(第 5 条第 2 項関係)

新居浜市・別子山村合併協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。
記

(株)伊予銀行 新居浜市役所出張所

以上

2 会長が命ずる協議会出納員について(第 6 条第 1 項関係)

新居浜市・別子山村合併協議会の出納員には、下記のものに命ずる。
記

新居浜市・別子山村合併協議会事務局長

以上

3 出納管理を行うその他必要な帳簿について(第 9 条第 2 項第 2 号関係)

出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳及び物品借上台帳のほか必要に応じ事務局で定める。

以上

議案第 1 号

新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程について

新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

提案理由

新居浜市・別子山村合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるため、新居浜市・別子山村合併協議会規約第 9 条第 3 項の規定により、この案を提案するものである。

新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市・別子山村合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、委員の2分の1以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第9条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の運営に関する事項については、出席委員の2分の1以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調整するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録は、協議会において定めた2名の委員が署名するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければ

ならない。

（関係者の出席）

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

議案第 2 号

新居浜市・別子山村合併協議会小委員会設置規程について

新居浜市・別子山村合併協議会小委員会設置規程を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

提案理由

新居浜市・別子山村合併協議会小委員会の設置に関し、必要な事項を定めるため、新居浜市・別子山村合併協議会規約第 1 0 条第 2 項の規定により、この案を提案するものである。

新居浜市・別子山村合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、新居浜市・別子山村合併協議会(以下「協議会」という。)から付託された事項について、調査及び審議をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が、協議会の委員の中から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

6 委員長は、必要に応じて関係する小委員会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

議案第 3 号

新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程について

新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

提案理由

新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関し、必要な事項を定めるため、新居浜市・別子山村合併協議会規約第 1 7 条第 2 項の規定により、この案を提案するものである。

新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市・別子山村合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 協議会の委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)が、会議等に出席したときは、費用弁償として日額2,600円を支給する。ただし、規約第7条第1号、5号及び7号に定める委員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、会長の属する市村の例により旅費を支給する。

(支給方法)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会委員等に支給する費用弁償については、会長の属する市村の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

議案第 4 号

新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関する要綱を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

提案理由

新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるため、新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程第 6 条第 2 項の規定により、この案を提案するものである。

新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は30人とする。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、新居浜市・別子山村合併協議会の事務局において、傍聴人受付簿(様式第1号)に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

新居浜市・別子山村合併協議会会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齢	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

議案第 5 号

新居浜市・別子山村合併協議会予算について

平成 1 4 年度新居浜市・別子山村合併協議会予算は、別紙に定めるところによる。

平成 1 4 年 4 月 2 2 日

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

平成14年度 新居浜市・別子山村合併協議会予算書

1. 歳 入

単位：千円

款	項	金額	摘要
1 負担金	1 負担金	15,000	市村負担金
			新居浜市 8,500
			別子山村 6,500
歳入合計		15,000	

2. 歳 出

単位：千円

款	項	金額	摘要
1 運営費		5,000	
	1 運営費	5,000	旅費 3,216
			需用費 389
			役務費 81
			使用料及び賃借料 1,110
			備品購入費 204
2 事業費		10,000	
	1 事業費	10,000	報償費 100
			旅費 77
			需用費 4,259
			委託料 5,564
歳出合計		15,000	

資料 1

新居浜市・別子山村合併協議会委員名簿

規 約 条 文	区 分	新居浜市	別子山村
第 7 条 第 1 号	両市村の 長及び助役	市長 佐々木 龍 助役 片上 孝光	村長 和田 秋廣 助役 飛鷹 榮太郎
第 2 号	両市村の議会の 議長及び副議長	議 長 山本 健十郎 副議長 近藤 司	議 長 二ノ宮 定 副議長 和田 一夫
第 3 号 第 4 号	両市村の議員	伊藤 萬木家 堀田 正忠 藤田 統惟 神野 幸雄 石川 尚志 井上 清美 村上 悦夫 世良 賢克 (8 名推薦書順)	山口 正一 近藤 茂光 (2 名)
第 5 号	学識経験者 (両市村共通)	新居浜工業高等専門学校 校長 水野 豊 愛媛県西条地方局長 渡部 綏彦	
第 6 号	学識経験者 (両市村選任)	連合自治会長 佐々木 義實 女性連合会長 酒井 富美子 商工会議所会頭 青野 正	郵便局長 福田 正広 女性代表 仲村 悦子 企業代表 筒井 衛
第 7 号	両市村行政関係	企画調整部長 鈴木 暉三弘	経済課長 福本 成臣

新居浜市・別子山村合併協議会事務局職員名簿

職 名	氏 名	備 考
事 務 局 長	神野 師算	新居浜市企画調整課長
事務局次長	石田 敬司	別子山村総務課長
事 務 局 員	寺村 伸治	新居浜市企画調整課 副課長
”	和田 伸吉	別子山村総務課 課長補佐
”	石井 公博	新居浜市企画調整課 主任

資料3

合併協定項目（例）

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市事務所の位置
- 5 財産の取扱い
- 6 議会議員の任期及び定数の取扱い
- 7 農業委員会の委員の任期及び定数の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の職員の身分の取扱い
- 11 条例・規則の取扱い
- 12 組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 15 公共的団体（補助団体を含む）等の取扱い
- 16 事業費補助金等の取扱い
- 17 町(字)の区域及び名称の取扱い
- 18 国民健康保険事業の取扱い
- 19 消防団の取扱い
- 20 慣行の取扱い（市章、市の花・木・鳥等）
- 21 各種事務の取扱い
- 22 新市建設計画
- 23 その他